

平成 28 年度
事 業 計 画 書

居宅介護支援事業

姫路・勝原木一ム居宅介護支援事業所

1. 事業の内容

- | | |
|------------|--|
| (1) 事業の指定 | 居宅介護支援事業 |
| (2) 事業の名称 | 姫路・勝原ホーム 居宅介護支援事業所 |
| (3) 指定番号 | 2874000462 |
| (4) 施設の所在地 | 〒671-1201
姫路市勝原区下太田 573
TEL 079-273-1814
FAX 079-273-4321 |
| (5) 事業開始 | 平成12年4月1日 |
| (6) 管理者 | 伊森了子 |

2. 事業の目的

介護保険法令に従い、要介護状態にある高齢者に対し、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、居宅サービス計画書の作成を行う。事業の実施に当っては、関係保険者（市町）、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービス関係者及び事業所との綿密な連携を図り、総合的なサービスを提供する。

3. 事業目標

「住み慣れた地域で、利用者の生きてきた力を尊重し、自分らしい生活の継続を支援する」

利用者の尊厳の保持と自律支援を念頭に、利用者と向き合い、自己選択と自己決定を尊重することで、その方の持っている力を引き出していけるようにする。また、医療知識を高めることで、円滑な医療機関（スタッフ）との連携、的確な状況判断ができるようとする。

- (1) 週1回の定期会議にて、医学知識に関する知識と技術のレベルアップを図るとともに、事業所内で自身が実践し、取り組んでいるケアマネジメントの振り返りを行うことで、総合的かつ効果的なケアマネジメントの実践を目指す。
- ① 今、起こっている利用者の状況を的確に把握し、利用者からの要望（意向）や身体の所見など生活支援の視点と併せて、総合的な支援につなげていくこと、また、医師や看護師等の医療スタッフとの連携を円滑に行なっていくことを目標に、医療の専門用語、臨床検査に関する基礎知識を身につける。
- ② 各々の介護支援専門員としての専門的価値観や倫理観、知識と技術、支援の傾向を確認するために、それぞれが作成した居宅サービス計画書を用いて、自身のケアマネジメントに関するプレゼンテーションを行う。また、利用者の意向やアセスメント内容を反映し、根拠のある支援ができているかを振り返るとともに、事業所内のケアマネジメントの質の向上、支援方法の統一を図っていく。
- (2) 週1回定期会議、月1回居宅、管理者会議にて、事業所内、法人内で、常に情報共有、収集に努め、同職種、多職種連携や社会資源のコーディネートの確立に努める。

4. 事業の実施

(1) 営業時間

月曜日～土曜日 9:00～17:45

(但し、業務時間外の電話相談については、姫路・勝原ホームが対応する)

(2) 定休日

日曜日及び祝日、年末年始（12/29～1/3）

(但し、電話相談については、姫路・勝原ホームが対応する)

(3) 事業実施地域

姫路市・太子町

5. 職員配置

職種	配置人數			指定基準
	常勤	非常勤	パート	
主任介護支援専門員 (管理者兼務)	1名			1名
介護支援専門員	3名		1名	
合計	4名		1名	

※ 居宅利用者数 190名で換算

6. 職員の勤務体制

職種	勤務体制	
管理者	通常	9:00～17:45
介護支援専門員	通常	9:00～17:45
介護支援専門員 (非常勤)	①通常	9:00～17:00

7. サービスの種類

- (1) 事業所独自のアセスメント方式による居宅サービス計画書の作成
- (2) 介護保険外サービス（宅配給食、福祉タクシーなど）や介護保険施設等の紹介
- (3) 要介護認定（新規・変更・更新）申請代行手続き

8. 職員の待遇

個人情報保護規程や倫理規程を遵守した支援を実践するなど福祉に携わる職員としての誇りと自覚、責任を持ち、何事にも前向きの姿勢で取り組むことのできる環境作りに努める。

施設内研修を積極的に実施するとともに、外部の研修会や講演会等にも参加し、幅広い知識や技術を身につけ、職員としての教養と品位を高めるよう努める。

労働基準法を遵守し、職員の健康保持及び管理には、充分に留意するとともに心身の健康増進を図るために、レクリエーション等を積極的に取り入れ、働きやすい職場、明るい職場、楽しい職場としての環境作りを推進する。

職員の福利厚生に努める。

9. 委員会

- | | | |
|------------------|-------------------|--------------|
| (1) 認知症委員会 | (2) リスク管理委員会 | (3) 感染・衛生委員会 |
| (4) 医療的ケア安全対策委員会 | (5) 栄養委員会 | (6) 介護向上委員会 |
| (7) 褥瘡・拘縮予防委員会 | (8) 在宅サービス委員会①、② | |
| (9) 安全対策委員会 | (10) 身体拘束・虐待防止委員会 | |
| (11) レクリエーション委員会 | (12) OJT 教育委員会 | |

10. 施設内職員研修

月	研修名	対象	研修担当
4月	倫理及び法令遵守、個人情報研修に関する研修 認知症研修	全職員 介護職員	施設長・事務長 認知症委員会
6月	食中毒、感染症予防研修	全職員	感染・衛生委員会
7月	リスク管理研修	全職員	リスク管理委員会
11月	社会資源に関する研修	全職員	在宅サービス委員会①
1月	社会資源に関する研修	全職員	在宅サービス委員会②
2月	身体拘束・虐待防止に関する研修	全職員	身体拘束 虐待防止委員会
3月	リスク管理研修	全職員	リスク管理委員会

特別研修

月	研修名	対象	研修担当
6月	リスクマネジメント研修	全職員	外部講師
9月	産業医研修会	全職員	産業医
10月	福祉サービス研修	全職員	管理者

11. 施設外職員研修

月	研修名
7月	近畿老人福祉施設研究協議会 研修会
未定	主任介護支援専門員研修会
隨時	包括的・継続的ケアマネジメント支援研修会（年4回）